#### (6) 職員手当

(平成28年4月1日現在)

区分	支給内容	羽村市		東京都		国		
	支給時期	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1. 20 月分	0.85月分	1. 225 月分	0.85月分	1. 225 月分	0.80月分	
期末手当・	12 月期	1. 40 月分	0.85月分	1. 375 月分	0.85月分	1. 375 月分	0.80月分	
勤勉手当	計	2.6月分	1.7月分	2.6月分	1.7月分	2.6月分	1.6月分	
	職務上の段階、職務の等級 による加算措置			有				
	配偶者		13, 5	00円		13, 00	00円	
扶養手当	配偶者以外の扶養親族		各 6,0	000円		各 6, 5	00円	
沃食ナコ	16~22歳の子がいる場合 の加算		各 4, (	各 5, 000 円				
	住居手当	管理職を除く年度末年齢 35 歳未満で 15,000 円以上の家賃 を支払っている場合 15,000 円			賃貸住宅に居住する場合 支給限度額 27,000円			
通勤手当	通勤手当 交通機関利用者					合限度額 55, 000 円 −括支給)		
	交通用具使用者(車など)		通勤距離に応じて支給(東京都のみ6月分一括支給)					
	地域手当	民間賃金や物価に関する事情を考慮して支給される手当 給料・扶養手当・管理職手当の合計額の10% (国基準 … 6.0%)						
	超過勤務手当	支給総額 100,096 千円  職員一人当たり支給年額 343 千円(平成 27 年度支給実績)						
	特殊勤務手当	行旅病死人取扱手当(平成 27 年度の支給実績はありません。)						

### (7) 退職手当

(平成28年4月1日現在)

	区分	羽村市			京都	国		
		自己都合	定年等	自己都合	定年等	自己都合	定年等	
_	勤続 20 年	23.50月	23.50月	23.50月	23.50月	20. 445 月	25. 55625 月	
支給率	勤続 25 年	31.50月	31.50月	31.50月	31.50 月	29.145 月	34. 5825 月	
杰	勤続 35 年	45.00月	45.00月	45.00月	45.00月	41.325月	49.59月	
-	最高限度	45.00月	45.00月	45.00月	45.00月	49.59月	49.59月	
	加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) (2~45%加算							

- ※平成27年度中に退職した職員一人当たりの平均支給額
  - ·自己都合退職…1,286万円(平均勤続年数28年)
- ・定年等退職…2,633万円(平均勤続年数37年)となっています。
- ※羽村市職員の退職手当については、37の市町村などで構成する東京都市 町村職員退職手当組合から支給されます。

# (8) 一般行政職等級別職員数

(平成28年4月1日現在)

等級	1級(主事職)	2級(主任職)	3級(係長職)	4級(課長職)	5級(部長職)	合計
職員数	84人	61人	80人	41人	11人	277人
比率	30%	22%	29%	15%	4%	100%

- ※地方公務員給与実態調査による数値です。
- ※「一般行政職」とは、一般職に属する職員から、 技能労務職・福祉職・税務職などに属する職員 を除いたものです。

#### (9) 特別職などの給料・報酬、手当

(平成28年4月1日現在)

(出任, 1)

区分	給料・報酬の月額(平成7年7月	1日改正)	期末手当
市長	885, 000 円		
副市長	765, 000 円	給 料	6 月期 2. 05 月分
教育長	715, 000 円		12 月期 2. 25 月分
議長	520,000円		
副議長	450, 000 円	報 酬	計 4. 30 月分
委員長	440, 000 円	羊区 12711	(加算措置有)
議員	430, 000 円		

※特別職の報酬は、学識経験者などで構成する「羽村市特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定めています。

※期末手当の算出にあたっては、加算措置として、給料・報酬月額に20%を加算した額を基礎額とします(基礎額×支給月数)。

#### ▶ 職員の勤務時間・そのほかの勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、保育園に勤務する職員などの一部を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は正午から午後1時まで)です。勤務時間は週38時間45分を原則としています。

## (2) 職員の休暇

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があり、そのほかに育児休業制度があります。

①年次有給休暇の平均取得状況	(単位:日)
区分	平均日数
平成 27 年 1 月 1 日~ 12 月 31 日	7. 7

<b>少月沈怀未</b> 少以行	(.	半12:	人)	
区分	男	女	合	計
平成 27 年度	0	10		10
		※継続取	得者を	を含む

の会児仕業の取得出に

#### ③特別休暇の種類

公民権行使等休暇、交通機関等事故休暇、災害休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流 産休暇、母子保健検診休暇、妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、子の看護休 暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇および短期の介護休暇があります。

### ▶ 職員の分限および懲戒処分の状況

- ○分限処分は地方公務員法の規定に基づき、公務能率の維持向上を目的に、任命権者が職員の意に反して、降任、 免職、休職の処分を行うものです。
- ○懲戒処分は地方公務員法の規定に基づき、公務における規律と秩序の維持を目的として、任命権者が職員に対して、戒告、減給、停職、免職の処分を行うものです。

(2) 徵或加公

全体の奉仕者たるにふさわ

しくない非行があった場合

(1) 分限処分	(単位:	人、平原	成 27 年	度実績)
区 分	降任	免 職	休 職	合 計
勤務実績がよくない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	3	3
その他適格性の欠如	0	0		0
職制・定数の改廃など	0	0		0
刑事事件に関する起訴			0	0

(2) 总双处力		半1.	1/ -	1+	-	PX	۷ ۱	十万	支天	・頑ノ
区 分	戒	告	減	給	停	職	免	職	合	計
法令に違反した場合		0		0		0		0		0
職務上の義務に違反し、 または職務を怠った場合		0		0		0		0		0

0

0

※継続を含む

(単位:人、平成27年度実績)

0

0

0

(甾位: 44 亚成 27 年度宝績)

## ▶ 職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の 利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙 げて専念しなければならないという服務が規定されてい ます。

また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

区分	違反数
職務命令などに従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
守秘義務	0
職務専念義務	0
政治的行為の禁止	0
営利企業などの従事制限	0

### ▶職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修 職員の能力の開発向上を目的として各種研修を行っています。

(単位:人)

区分	受講者数	備考
庁内研修	2, 696	新任職員採用時研修、接遇研修、ワーク・ライフ・バランス研修、障害者差別解消法研修、マイナンバー研修、女性職員のキャリアデザイン研修、人事評価研修、メンタルヘルス研修、情報セキュリティ研修、人権研修、財政研修、環境研修、普通救命講習、男女共同参画研修 など
派遣研修	261	東京都市町村職員研修所、市町村職員中央研修所、日本経営協会、自治大学校など

#### (2) 勤務成績の評定

職員の職務実績について客観的かつ継続的に把握し、これを職員の能力開発・指導育成、配置異動、昇任選考などに反映し、公正かつ公平な人事管理を行うことを目的に、毎年度1月1日を基準日として評定を行っています。

# ▶ 職員の福祉および利益の保護の状況

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。 それぞれの実施主体は、厚生制度が羽村市職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合で、主な事業内容は次のとおりです。

また、厚生福利制度とは別に、職員の公務上の災害、通勤時の災害により職員が負傷または死亡した場合などの補償を目的として、公務災害補償制度が規定されています。

## (1) 厚生福利制度

実施主体	内 容
羽村市職員 互助組合	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、職員やその家族の親睦・交流 を図るための厚生事業などを実施。 事業は、市から交付される負担金と職員の会費で運営。
東京都市町村職員共済組合	茎  一瞬音(1):見時・  慢手・ルーた とに対して 在父またけ一時父(1)

(2) 公務災害補償 (単位:件)

区分	平成 27 年度
公務災害	0
通勤災害	0

### ▶ 公平委員会の業務の状況

職員は公平委員会に対し、給与・勤務時間そのほかの勤務条件に関する要求や、懲戒そのほか意に反する不利益な処分に関し、不服の申立てをすることができます。

	—
区 分	平成 27 年度
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

(単位:件)